

1 制度概要 保護者の就労状況等にかかわらず保育所等の利用を可能とし、子どもの健やかな育ちを支える制度（令和8年度より全国で実施義務化）

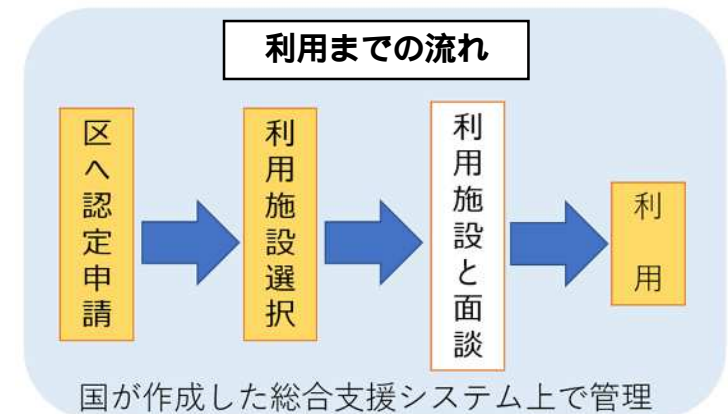
2 対象 0歳6か月～3歳未満の保育所等を利用していない子ども

3 実施施設 49施設
保育所（区立・私立）、私立幼稚園、認定こども園、子育てひろば 等

4 実施方法（案） 利用上限：月24時間（国の10時間に上乗せ）
利用料：無料

利用方法： 区へ認定申請
利用施設選択
利用施設と面談
利用

利用時間内で複数の施設を利用可能



5 スケジュール 2月上旬～ 区民への制度周知を開始
3月上旬 区民からの利用者認定申請の受付開始
4月1日 事業開始